

栃木県警察職員懲戒取扱規程

(昭和38年5月1日)

(栃木県警察本部訓令第18号)

(目的)

第一条 この規程は、栃木県警察職員の懲戒の取扱いに関し、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十六年栃木県条例第四十五号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(規律違反)

第二条 警察職員(以下「職員」という。)が地方公務員法第二十九条第一項各号の一に該当する場合には、これを規律違反とする。

(職員の責務)

第二条の二 職員(次条に規定する職員を監督する地位にある者及び第三条に規定する所属長を除く。)は、次の各号に掲げる職員に規律違反又はその疑いがあると認めるときは、速やかにその旨をそれぞれ当該各号に掲げる者に報告するよう努めなければならない。

- 一 自らが属する所属の職員 所属長又は警務部監察官(以下「監察官」という。)
- 二 その他の職員 監察官

(監督者の責務)

第二条の三 監督する職員に規律違反があると認める監督者(職員を監督する地位にある者(所属長を除く。))をいう。)は、直ちにその旨を所属長に報告しなければならない。

(所属長の責務)

第三条 所属長は、所属の職員に規律違反があると認めるときは、別記様式第一号の規律違反概要通報書により、直ちにその旨を監察官に通報しなければならない。

(規律違反の申立て)

第四条 監察官は、職員に規律違反があると認めるとき、第二条の三による報告があったとき、又は前条による通報があったときは、直ちに事実を調査し、懲戒処分を必要と認めるときは、別記様式第二号の身上調査書及び次の各号に掲げる証拠を添えて、別記様式第三号の申立書により、警察本部長(以下「本部長」という。)に申し立てなければならない。

- 一 本人の聴取書 又は始末書。ただし、本人が供述を拒み、又は始末書の提出を拒んだときは、事実調査書とする。

二 関係人の聴取書 □□ 又は陳述書

三 その他の証拠

2 職員は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(懲戒審査委員会)

第五条 本部長の諮問に応じて職員の規律違反の事案を審査するため、栃木県警察本部に栃木県警察職員懲戒審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第六条 委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。

2 委員長は本部長とし、委員は部長及び委員長の指名した者をもつて充てる。

3 委員長に事故があるときは、委員長の命ずる委員が委員長を代理する。

(委員会の書記)

第七条 委員会に書記を置く。

2 書記は、監察課勤務の警部又は警部補をもつて充てる。

3 書記は、委員長の命を受けて、審理のてんまつについて別記様式第四号により記録を作成するほか、庶務に従事する。

(本部長の諮問)

第八条 本部長は、第四条の規定に基づく申立てを受けた場合において、その規律違反に対し懲戒処分を必要と認めるときは、別記様式第五号の諮問書に証拠書類を添えて委員会に諮問することができる。

(委員会の審査)

第九条 委員会は、本部長の諮問があつたときは、速やかに事案の審査を行うものとする。

2 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、被申立者その他関係人に冒頭陳述を求めることができる。

3 委員会の審査は、委員長及び委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(除斥)

第十条 委員長及び委員は、自己又はその親族に関する事案については、審査に参加することができない。

(委員会の報告)

第十一条 委員会は、懲戒処分の要否、種別、程度その他必要な事項を決定し、別記様式第六号により本部長に報告するものとする。

(文書の様式及び交付等)

第十二条 懲戒処分は、当該職員に対し、別記様式第七号による懲戒処分書及び別記様式第八号による処分説明書を交付して行うものとする。

2 前項の懲戒処分書の交付に際し、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合には、別記様式第九号により栃木県公報に掲載して交付にかえることができるものとし、掲載した日から二週間を経過したときは交付があつたものとみなす。

(訓戒処分)

第十三条 本部長は、被申立者の規律違反が軽微なものであつて、懲戒処分を要しないと認めるときは、訓戒処分を行い、又は所属長に行わせることができる。

2 前項の処分は、別記様式第十号による訓戒処分書を交付して行うものとする。

(注意処分)

第十四条 本部長は、被申立者の規律違反が軽微なものであつて、前条の処分を行う必要がないと認めるときは、注意処分を行い、又は所属長に行わせることができる。

2 前項の処分は、別記様式第十一号による注意処分書を交付して行うものとする。

附 則

栃木県警察職員懲戒取扱規程(昭和三十二年栃木県警察本部訓令第五号)は、廃止する。

附 則(昭四五、四、一三栃木県警察本部訓令第七号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和四十五年三月二十六日から適用する。

附 則(昭五三、二、二八栃木県警察本部訓令第一号)

この訓令は、昭和五十三年三月一日から施行する。

附 則(平一七、三、八栃木県警察本部訓令乙第七号)

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平二六、三、二七栃木県警察本部訓令乙第三号)

この訓令は、平成二六年四月一日から施行する。